

大分県公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条の規定による不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第4項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和8年5月13日

大分県公安委員会委員長 渡 邊 直



1 聴聞を行う日時

令和8年5月29日（金曜日） 午前10時30分から

2 聴聞を行う場所

大分市大手町三丁目1番1号

大分県庁舎新館8階 聴聞室

3 事案番号

聴聞第4号